

令和5年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者募集要項等」に係る審査)

1 開催日時 令和5年7月27日(木) 10:55~11:37

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室

3 対象施設 青森市西部市民センター

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 白戸高史(企画部次長)
副委員長 工藤拓実(総務部次長)
委員 松本大吾(青森大学准教授)
委員 西村晴夫(東北税理士会青森支部税理士)
委員 木村久美子(市民部次長兼行政情報センター所長)
委員 中村敦(農林水産部次長)
委員 石村淳(浪岡振興部次長)

(2) 施設所管課(中央市民センター)

館長 奥崎和彦
主幹 工藤伸彰
主幹 肥後奈緒子
主査 田中浩司

(子育て支援課)

課長 泉澤豊
主幹 澤拓生
主査 加藤典和

(3) 制度所管課(財政課)

副参事 岩淵寿哉
主幹 宮崎恭次
主査 滝口貴史

5 案件 「指定管理者募集要項等」に係る審査

6 審査結果

初めに、令和5年5月11日に開催された青森市指定管理者選定評価委員会（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）において、今回の選定評価委員会で説明を求められていた、指定管理業務の範囲にトレーニングルーム等を含めるかどうかについて、施設所管課から整理した内容を説明。

元気プラザと西部市民センターのトレーニングルーム等を運営している保健部が、令和4年度をもって健康度測定を終了することとなったが、引き続き双方の施設を一体的に運営することにより経費節減が図られ、円滑に効率的・効果的に運営できることから、保健部にトレーニングルーム等の運営事務に関する事項を令和5年4月から補助執行させるべく総務部に協議した際に、補助執行には同意するものの、西部市民センターは教育委員会の所管施設であることから、本来の権限に基づいた管理となるよう、トレーニングルーム等の教育委員会による管理・運営を検討するよう付言があったこと、また、5月の選定評価委員会において次回の選定評価委員会で説明するよう話があったことなど、これまでの経緯を説明。

トレーニングルーム等の運営方法として、指定管理業務に含めない現行通りのパターン、指定管理業務に含めて指定管理者が直接運営するパターン、指定管理業務に含めて業者に再委託するパターンの3パターンで経費比較を行った。指定管理業務に含めて指定管理者が直接運営するパターン及び業者に再委託するパターンについて、現指定管理者の青森市西部市民センター管理運営協議会に対応の可否を確認したところ、今以上の業務の増に対応できる体制ではないとの理由から、トレーニングルーム運営業務の追加には対応できないという回答であった。このことを踏まえ、施設所管課として、令和6年度からの指定管理業務にトレーニングルームの運営を追加することはできないことを説明し、これに全委員異議なく、了承された。

また、地元住民団体が担い手となることで市民センター事業の企画や施設運営に地域住民の声を活かしやすく、地域の特性を活かした事業展開が可能となること、さらには、地域のコミュニティの場としての活用が図られていることから、青森市西部市民センター管理運営協議会を例外として公募によらずに指定管理者候補者として選定を行うことについて及び応募要項（案）への指摘事項を修正することについては、全委員異議なく、全会一致で了承された。

7 主な質疑内容

委員 長：5年後の更新時期までには、可能であれば指定管理業務の範囲にトレーニングルーム等を含める方向で、指定管理者と調整していただきたい。

委員 長：他の施設での本委員会で、「事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適切に処理すること」を業務のひとつとして明記すべきと指摘を受けたことから、この旨仕様書に追記していただきたい。

また、選定基準について、1 ページ目の表に「最低基準点」欄を載せた場合、それぞれの項目ごとにこの点数以下になると失格になるという誤解を招く恐れがあるため、選定基準表から最低基準点の列を削除していただきたい。

施設所管課：ご指摘のとおり修正する。